

インボイス制度の経過措置と令和8年度の税制改正

消費税の納付額は、原則、預かった消費税から支払った消費税を引いて計算しますが、インボイス制度の導入により、納付額を計算する際に引くことができる消費税（仕入税額控除）を、事前に登録を受けたインボイス（適格請求書等）発行事業者の発行するインボイスに基づいて計算することとされました。

しかしながら、課税事業者との取引がある免税事業者、及び、免税事業者からの仕入取引がある課税事業者への影響が大きいことから、インボイス制度が導入される際、一定期間の経過措置が設けられましたが、この経過措置が、令和8年度の税制改正において見直されることとなりました。そこで今回は、令和8年度の税制改正におけるインボイス制度の経過措置の変更点について説明いたします。

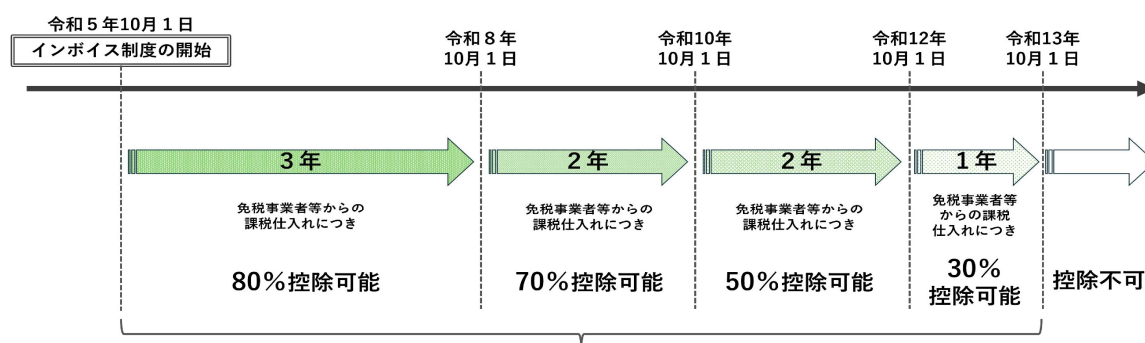
⑤ 免税事業者等からの仕入に係る経過措置

インボイス制度の下では、免税事業者や消費者など、インボイス発行事業者以外の者（以下、「免税事業者等」といいます）から行った課税仕入は、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。

しかしながら、制度開始後6年間は、免税事業者等からの課税仕入についても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられました。

控除できる割合は、現行制度では、令和8年10月までは80%、令和8年10月からは50%、令和11年10月以降は控除不可となる予定でしたが、令和8年度の税制改正では、**適用期限が2年延長されると共に、控除割合の引き下げが緩やかになるよう見直されました。**

その結果、**令和8年10月から令和10年9月まで70%、令和10年10月から令和12年9月まで50%、令和12年10月から令和13年9月まで30%控除が可能となり、令和13年10月以降は控除不可となります。**



この経過措置による仕入税額控除の適用に当たっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存とこの経過措置の適用を受ける旨（「80%控除」・「7・5・3割控除」を受ける課税仕入である旨）を記載した帳簿の保存が必要です。

【引用：国税庁HPより】

なお、該当するケースは少ないとは思いますが、現行制度では、免税事業者等からの課税仕入について適用される仕入税額控除の経過措置は、一の事業者からの年間仕入額が10億円までに限定されていましたが、令和8年度の税制改正では、この適用上限が1億円へと引き下げられ、その結果、年間1億円を超える部分の課税仕入について、仕入税額控除の経過措置の適用ができなくなります。

⑤ 免税事業者がインボイス発行事業者になった際の特例措置

インボイス制度の導入を機に、免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者となった事業者については、制度開始直後の負担軽減策として、納税額を売上に係る消費税額の2割として計算することができるとした特例措置、「2割特例」が設けられました。

この2割特例が受けられるのは、個人事業者の場合、令和8年分の申告まで、法人の場合、令和8年10月を含む事業年度分の申告までとされています。

2割特例は予定通り終了となりますが、令和8年度の税制改正では、**一定の要件を満たした個人の課税事業者が、令和9年と令和10年の消費税確定申告において、納付額を売上に係る消費税額の3割として計算することができる「3割特例」が創設されました。**

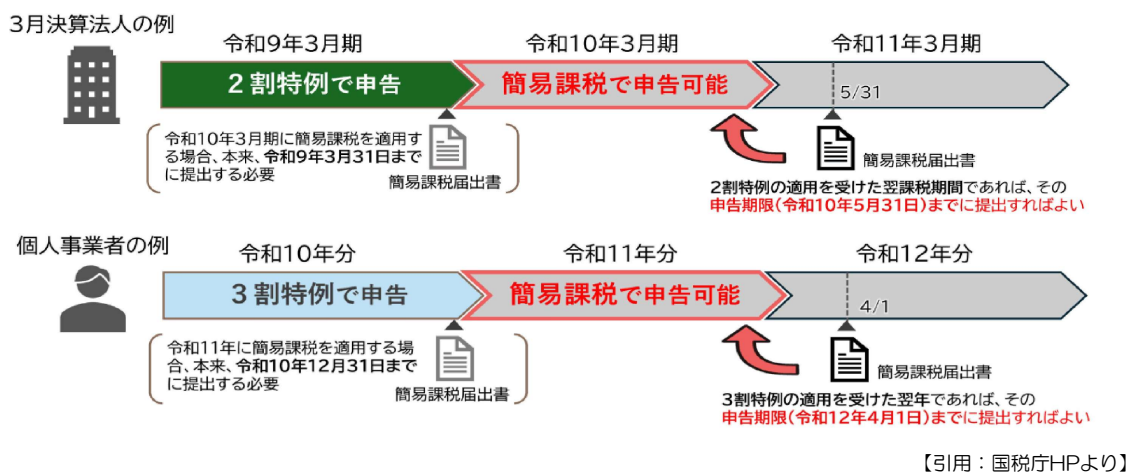
なお、**3割特例は法人は対象外となります。**



⑥ 簡易課税制度への円滑な移行措置

2割特例・3割特例の適用を受けていた課税事業者は、特例の終了後、本則課税と簡易課税のどちらで申告するかを選択する必要があります。

簡易課税制度の適用を受ける場合、原則として、適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要がありますが、**2割特例・3割特例の適用を受けた翌課税期間に簡易課税制度の適用を受けようとする場合は、その適用を受けようとする課税期間の申告期限までに届出書を提出することで、その課税期間から簡易課税制度の適用を受けることが可能となります。**



ご不明点等ございましたら、担当者までお問い合わせくださいませ。